

物品調達等における一定の政策目的を達成するための特定随意契約に関する手続要領

(趣旨)

第1 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び同項第4号の規定により随意契約ができるものと定められている、福祉関係施設及び新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者等（以下「特定の者」という。）を相手方として、その製作された物品の買入れ若しくは借入れ又は役務の提供を受ける契約により、障害者福祉の理解の促進及び中小企業の育成など一定の政策目的が達成されることから、当該契約の円滑な執行を図るために、財務規則（昭和39年規則第7号）第107条の4の規定に基づく特定随意契約の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(政策目的)

第2 特定随意契約を行う際の政策目的は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者の社会参加及び障害者福祉施設等における活動の活性化及び促進
- (2) 生活困窮者の就業機会の確保
- (3) 高齢者の働く場の確保
- (4) 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の雇用確保
- (5) 新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者の事業活動の促進

(情報収集)

第3 知事は、特定の者が供給できる物品又は役務の提供等の情報収集に努めるものとする。

(公表等手続)

第4 特定随意契約に係る物品を買入れし、若しくは借入れし、又は役務の提供を受ける場合の公表等の手続は、次のとおりとする。

- (1) 契約執行者は、随意契約により物品を買入れし、若しくは借入れし、又は役務の提供を受けようとするときは、契約の申込期限の遅くとも2週間前までに、次の事項を別記様式第1号により公表するものとする。
 - イ 契約対象の区分
 - ロ 契約締結内容
 - (イ) 物品又は役務の概要
 - (ロ) 規格・品質等
 - (ハ) 数量等
 - (ニ) 納入場所又は履行場所
 - (ホ) 納入期限又は履行期間
 - ハ 契約締結予定日
 - ニ 契約執行者が特に必要と認める事項
 - ホ 契約申込みの申請先
 - ヘ 契約申込みの期限
 - ト 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- (2) 前号の規定に基づき、契約を希望する特定の者は、次の事項を物品調達等の特定随意契約参加申込書（別記様式第2号）により前号に定める契約申込みの期限までに提出するものとする。

- イ 申込者の所在地、名称（団体にあっては、代表者名）
- ロ 物品又は役務の提供の内訳、規格・品質等
- ハ 見積金額
- ニ 納入見込日
- ホ 契約執行者が特に必要と認める事項

- (3) 契約執行者は、前号の規定に基づき契約の申込みがあった者の物品の規格・品質又は役務の提供の履行計画等を審査の上、特別の理由がない限り見積金額が予定価格の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。
- (4) 契約執行者は、第1号への契約申込の期限までに申出がなかったとき又は知事が特に必要と認めるときは、特定の者のうちから適当と認める者を相手として契約を締結することができるものとする。この場合において、契約執行者は第1号の手続を省略できるものとする。
- (5) 契約執行者は、特定随意契約を締結したときには、速やかに、次の事項を記載し、別記様式第3号により公表するものとする。

- イ 契約締結日
- ロ 契約の相手方の名称
- ハ 契約金額
- ニ 契約の相手方とした理由

（公表方法）

第5 第4の公表は、県政情報センター又は県政情報コーナー及び宮城県ホームページにおいて行うものとする。この場合、県政情報センター又は県政情報コーナーにおいては、各所属長又は契約執行者が閲覧方式により公表するものとし、宮城県ホームページへの掲載は、契約課長が各所属長又は契約執行者からの通知により公表内容を取りまとめて行うものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。